

更別村奨学金返還支援事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本村の将来を担う若年層の定着を促進するため、本村に定住して就業する者が貸与を受けた奨学金の返還を支援する助成金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校（一般課程を除く。）、高等学校をいう。

(2) 奨学金 独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第14条第1項に規定する学資貸与金、地方公共団体が貸与する学資資金、その他村長が認める貸与型学資資金をいう。

(3) 事業所等 個人又は法人であって、事務所、店舗、工場、その他事業に供する施設を有するものをいう。

(助成対象者)

第3条 助成対象者は、令和12年3月31日までに次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 更別村の住民基本台帳に記録されている者で、3年以上継続して居住する見込みがあること。

(2) 令和7年4月1日以降に事業所等に就業（期間の定めのない労働契約を締結している場合に限る。）若しくは個人で事業を創業した者。

(3) 大学等在籍中に貸与を受けた奨学金の返還を行う者であること。

(4) 村民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、村

に納付すべき各種使用料の滞納がないこと。

- 2 前項の規定にかかわらず、国家公務員法（昭和22年法律第120号）に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）に規定する地方公務員（更別村職員定数条例（平成13年条例第18号）第1条及びとちぎ広域消防事務組合運営に関する条例（平成27年条例第1号）第6条第1項に規定する職員を除く。）は、助成対象者から除くものとする。

（助成金の額）

第4条 助成金の額は、助成対象者が年度内に返還した奨学金の額（以下「助成対象額」という。）と、助成対象者が年度内に奨学金を返還した月数（以下「助成対象月数」という。）に3万円（村内に本支店を待たない事業所等に就業している場合は1万5千円。）を乗じて得た額のいずれか低い方の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。）とする。

- 2 繰上返還による奨学金の返還額は、助成対象額に含まないものとする。
- 3 助成対象額に対し、他の助成を受けている場合は、その額を控除した額を助成対象額とする。

（助成金の交付対象期間）

第5条 助成金の交付対象期間は、最初に助成金の対象となる奨学金を返還した月から起算して120箇月を上限とする。

（助成金の交付申請等）

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、更別村奨学金返還支援事業助成金交付申請書（別記第1号様式。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

- （1） 返還すべき奨学金の返還金額及び返還方法を証する書類
- （2） 卒業証明書又は卒業証書の写し若しくはこれらに準ずるもの
- （3） 雇用証明書（別記第2号様式）

(4) その他村長が必要と認める書類

2 前項第2号に掲げる書類は、2回目以降の申請を行うときには、提出を省略することができるものとする。

3 村長は、第1項の申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、更別村奨学金返還支援事業助成金交付決定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（助成内容の変更承認申請）

第7条 申請者は、次に掲げる事項に該当するときは、速やかに更別村奨学金返還支援事業助成金変更承認申請書（別記第4号様式）に変更に係る関係書類を添えて村長に提出しなければならない。

(1) 交付決定を受けた年度内における奨学金返還額に変更が生じたとき

(2) 他から受けている奨学金返還支援額に変更が生じたとき

(3) 就業先を変更したとき

2 村長は、前項の変更承認申請があったときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、更別村奨学金返還支援事業助成金変更決定通知書（別記第5号様式）により申請者に通知するものとする。

（助成金の実績報告）

第8条 申請者は、助成金の交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日までに更別村奨学金返還支援事業助成金実績報告書（別記第6号様式）に奨学金の返還の事実を証するものを添えて村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の報告書の提出があったときは、その内容を審査し、助成金の額を確定し、更別村奨学金返還支援事業助成金確定通知書（別記第7号様式）により申請者に通知するとともに助成金を交付するものとする。

（助成金の交付決定の取消し等）

第9条 村長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の

交付決定を取消し若しくは変更し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 助成金交付の条件に該当しなくなったとき
- (2) 助成金交付の条件に違反したとき
- (3) 不正の行為があったとき
- (その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、更別村補助金等交付規則（昭和54年更別村規則第3号）によるほか、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。